



5人委給第144号  
令和5年9月20日

福岡県議会議長 香原勝司 殿

福岡県知事 服部誠太郎 殿

福岡県人事委員会委員長 山口幸雄

福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

なお、同法に規定するこの制度の趣旨に鑑み、この勧告の完全な実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。